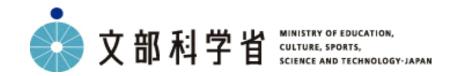
特別支援教育の概要

特別支援教育の概要

平成25年12月 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。 http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/main.htm/

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3.6.9.12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

http://www.nise.go.jp/

発達障害教育情報センター

メールマガジン

http://icedd.nise.go.jp

http://www.nise.go.jp/cms/6,0,13.html

1 特別支援教育の概要 ~特別支援教育について~

特別支援教育について

「障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参」加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要がある。

このため、障害の状態に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級(※1)、あるいは通級による指導(※2)において特別の教育課程、少人数の学級編制(※3)、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して指導が行われている。

また、発達障害に関しては、LD・ADHDの児童生徒に対し、教育的支援を適切に行うため、平成18年4月から新たにLD・ADHDの児童生徒を通級による指導の対象に位置づけている。

※1 特別支援学校、特別支援学級

平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。また、小・中学校における従来の特殊学級は特別支援学級に改称。

※2 通級による指導

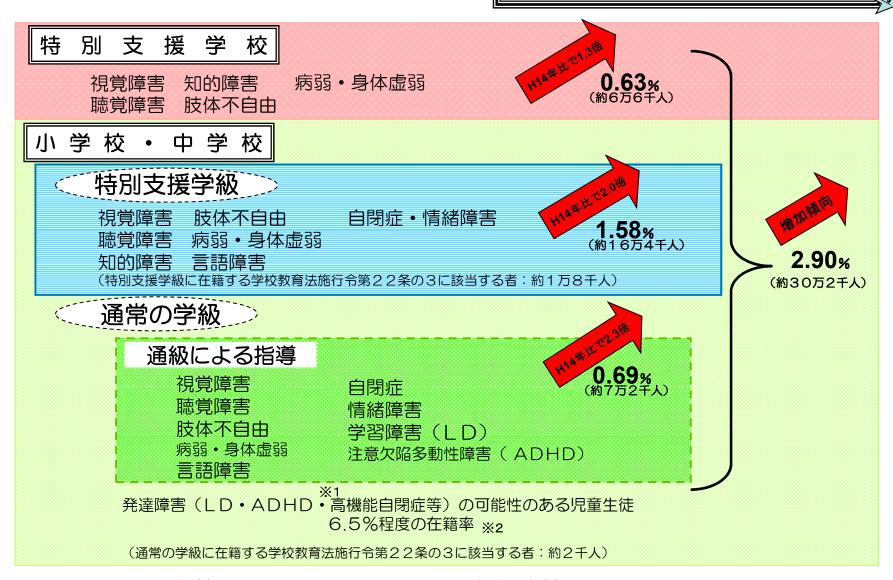
小・中学校の通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1時間~8時間、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHDなど。

※3 少人数の学級編制

子どもたち一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級あたりの人数は上限6人で平均3人、特別支援学級(公立小・中学校)の1学級あたりの人数は上限8人で平均3人と、少人数で学級が編制されている。

1. 特別支援教育の概要~特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)~

義務教育段階の全児童生徒数 1040万/

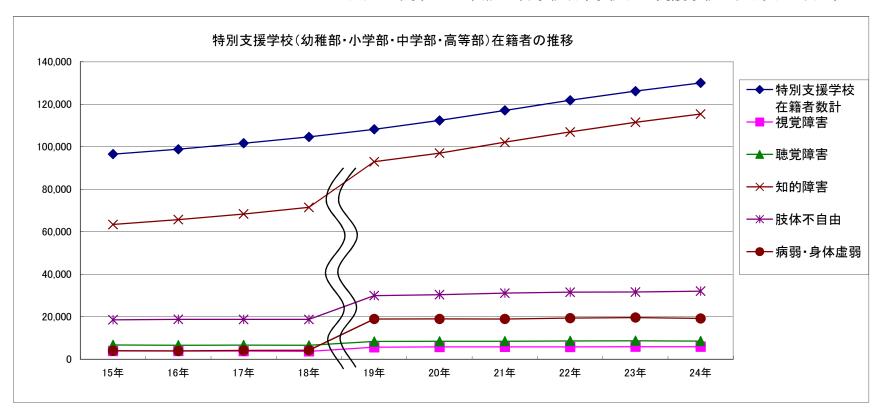


^{※1} LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害

^{※2} この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

1. 特別支援教育の概要 ~特別支援学校の現状(平成24年5月1日現在)~

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

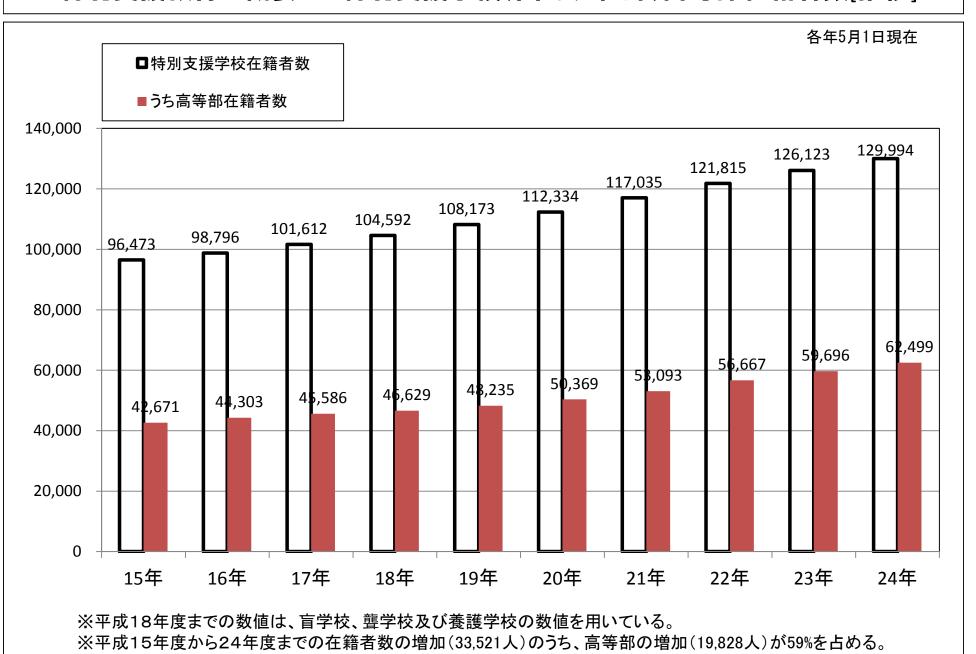


| | 視覚障害 | 聴覚障害 | 知的障害 | 肢体不自由 | 病弱•身体虚弱 | 計 |
|------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|
| 学校数 | 87 | 120 | 681 | 324 | 139 | 1,059 |
| 在籍者数 | 5,894 | 8,533 | 115,355 | 32,007 | 19,190 | 129,994 |

[※]注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

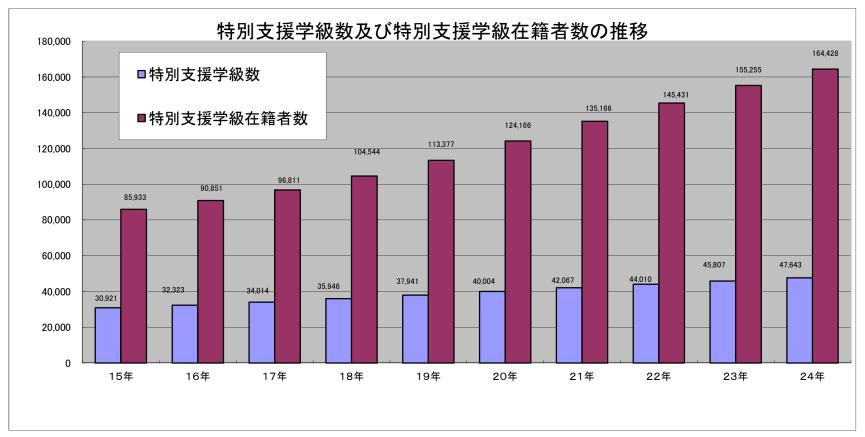
[※]注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、 それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

1. 特別支援教育の概要 ~特別支援学校(国・公・私計)高等部在籍者数[推移]~



1. 特別支援教育の概要 ~特別支援学級の現状(平成24年5月1日現在)~

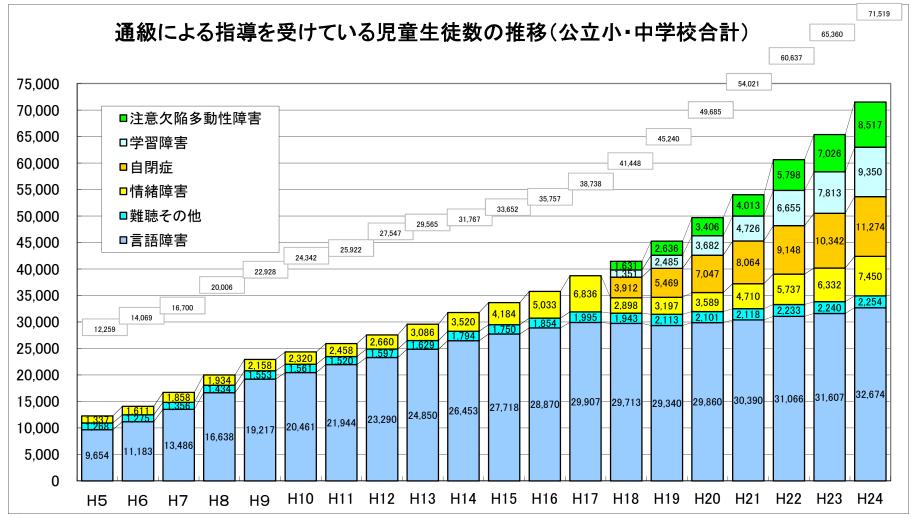
特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



| | 知的障害 | 肢体不自由 | 病弱• 身体虚弱 | 弱視 | 難聴 | 言語障害 | 自閉症• 情緒障害 | 計 |
|------|--------|-------|-------------|-----|-------|-------|--------------|---------|
| 学級数 | 23,428 | 2,665 | 1,325 | 340 | 828 | 533 | 18,524 | 47,643 |
| 在籍者数 | 86,960 | 4,374 | 2,397 | 417 | 1,329 | 1,568 | 67,383 | 164,428 |

1. 特別支援教育の概要 ~通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)~

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴など。



- ※各年度5月1日現在
- ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計
- ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査 結果(概要) ①

1. 調査の目的

特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、その実施状況について把握することが重要である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していくに当たり、障害のある子供の現在の状況を把握することが重要である。そのため、本調査により、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1)実施主体

文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。

(2)調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

(3)調査対象

全国(岩手、宮城、福島の3県を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

(4)標本児童生徒数

53, 882人(小学校:35, 892人、中学校:17, 990人)

(5)回収数及び回収率

標本児童生徒数のうち、52,272人について回答が得られ、回収率は97.0%。標本学校数のうち、 1,164校について回答が得られ、回収率は97.0%。

※留意事項

- ・本調査における「I. 児童生徒の困難の状況」については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。
- ・く行動面(「不注意」「多動性-衝動性」)>の質問項目については、株式会社明石書店の著作物である「ADHD評価スケール」を使用。よって、同社に無断で転載、複製、翻案、頒布、公衆送信を行うことはできない。

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)②平成24年12月公表(文部科学省調査)

複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、<u>知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況</u>のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

| | 推定値(95%信頼区間) | 図1 学習面 (%) ₅₀ [□ |
|---------------------------------|----------------------------|--|
| 学習面又は行動面で著しい困難を示す | 6. 5% (6. 2%~6. 8%) | 16 14 |
| 学習面で著しい困難を示す A:学習面で著しい困難を示す | 4. 5% (4. 2%~4. 7%) | 12 10 8 6 |
| 行動面で著しい困難を示す | 3. 6% (3. 4%~3. 9%) | |
| B:「不注意」又は「多動性-衝動 性」の問題を著しく示す | 3. 1% (2. 9%~3. 3%) | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12(ポイジド 図2 行動面(不注意、多動性-衝動性) |
| C:「対人関係やこだわり等」の問 題を著しく示す | 1. 1% (1. 0%~1. 3%) | 16 14 12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 1. 6% (1. 5%~1. 7%) | |
| A かつ B | 1. 5% (1. 3%~1. 6%) | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| B かつ C | 0.7% (0.6%~0.8%) | (%) 70 図3 行動面(対人関係やこだわり等) |
| C かつ A | 0.5%(0.5%~0.6%) | 25 |
| A かつ B かつ C | 0.4%(0.3%~0.5%) | 15 |
| | · 〈)の公立の小・中学校の通常の学級に在創 | |

※調査対象:全国(岩手、宮城、福島の3県を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する - 児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数:53,882人(小学校:35,892人、中学校: - 17,990人)、回収率は97%)

※留意事項:担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出 した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるもので はない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達 障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。 (ホイント)

0 1~7 8~14 15~21 22~28 29~35 36~42 43~49 50~54

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月23日) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

中央教育審議会初等中等教育分科会報告のポイント①

1. 共生社会の形成にむけて

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」提供される等が必要
- 共生社会の形成に向けて、<u>インクルーシブ教育システムの理念が重要</u>であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。<u>小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」</u>を用意しておくことが必要
- 特別支援教育は、以下の①から③の考え方に基づき発展させていくことが必要
- ①関係機関との連携を強化し、障害のある子が十分な教育を受けられるよう充実を図ること
- ②地域での生活基盤を形成することが求められていることから、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮する こと
- ③障害者理解教育を学校が率先して進めることは、インクルーシブな社会の構築につながること
- それぞれの子どもが、<u>授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間</u> を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月23日) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

中央教育審議会初等中等教育分科会報告のポイント②

- 2. 就学相談・就学先決定の在り方について
- 〇乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことが重要
- 〇従来の就学先決定の仕組みを改め、<u>障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。</u>その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当
- 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月26日政令第244号)の概要

平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。)について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行う。

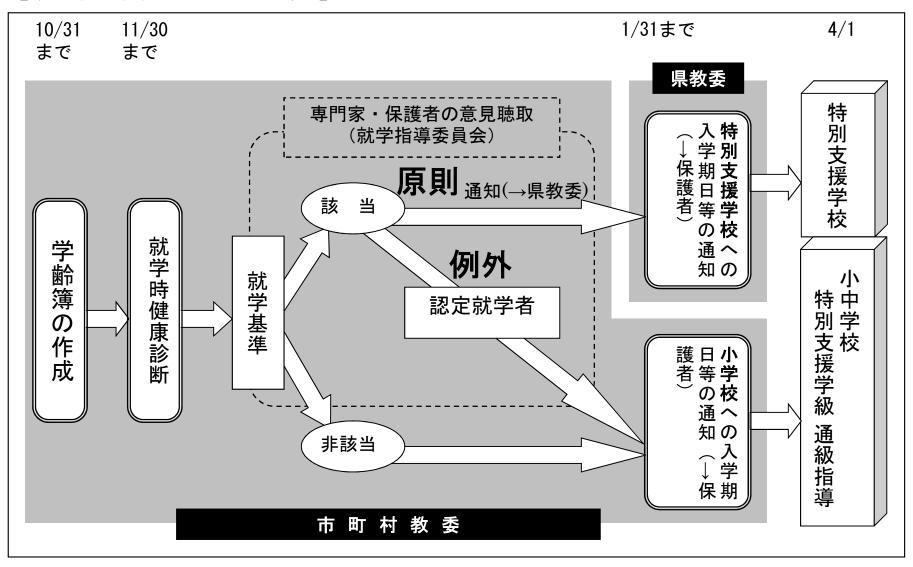
3. 施行日 平成25年9月1日

就学基準(令22条の3) ※今回の改正では変更なし

| 区分 | 障害の程度 |
|------------|---|
| 視覚障害者 | 両眼の視力がおおむねO.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴覚障害者 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知的障害者 | 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、 社会生活への適応が著しく困難なもの |
| 肢体不自由 者 | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者 | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の 疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |

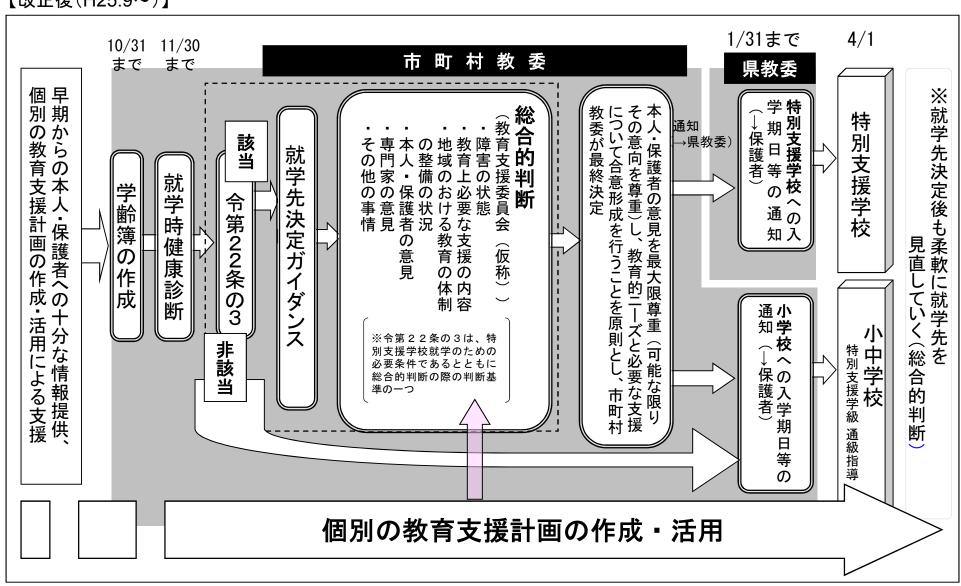
障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)

【改正前(学校教育法施行令)】



障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)

【改正後(H25.9~)】



2. キャリア教育・職業教育の充実 特別支援学校高等部(本科)平成24年3月卒業者の進路状況

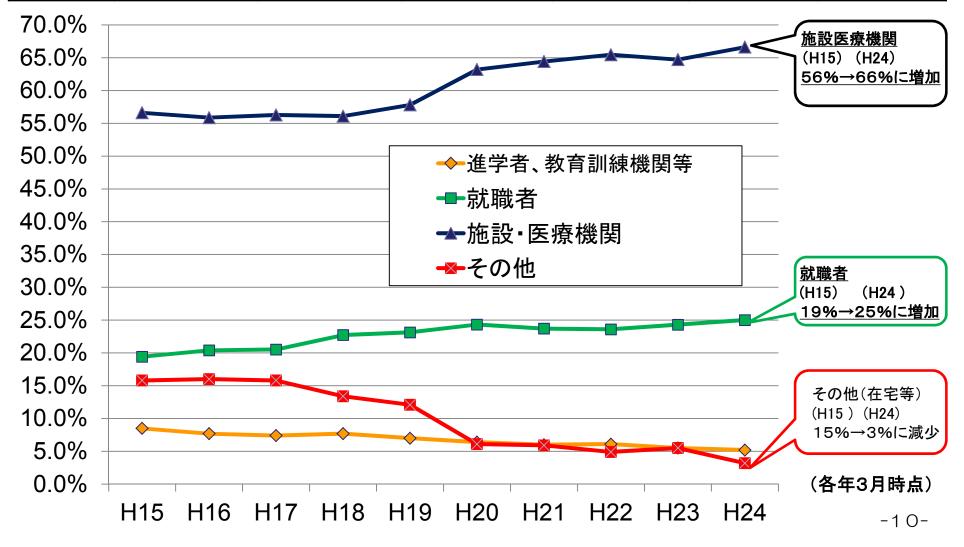
| 区分 | 卒業者 | 進学者 | 教育訓練機関等 | 就職者 | 施設•医療機関 | その他 |
|------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 人 | Д | 人 | 人 | 人 | 人 |
| =1 | 17,707 | 471 | 445 | 4,420 | 11,801 | 570 |
| 計 | | (2.7%) | (2.5%) | (25.0%) | (66.6%) | (3.2%) |
| 担党陈宇 | 330 | 104 | 12 | 36 | 143 | 35 |
| 視覚障害 | | (31.5%) | (3.6%) | (10.9%) | (43.3%) | (10.6%) |
| 味觉净宝 | 529 | 220 | 39 | 173 | 73 | 24 |
| 聴覚障害 | | (41.6%) | (7.4%) | (32.7%) | (13.8%) | (4.5%) |
| 加加辛宝 | 13,541 | 72 | 248 | 3,842 | 9,029 | 350 |
| 知的障害 | | (0.5%) | (1.8%) | (28.4%) | (66.7%) | (2.6%) |
| 吐伏 无白.九 | 2,785 | 42 | 99 | 293 | 2,238 | 113 |
| 肢体不自由 | | (1.5%) | (3.6%) | (10.5%) | (80.4%) | (4.1%) |
| 序記. 包 伏康記 | 522 | 33 | 47 | 76 | 318 | 48 |
| 病弱•身体虚弱 | | (6.3%) | (9.0%) | (14.6%) | (60.9%) | (9.2%) |

2. キャリア教育・職業教育の充実

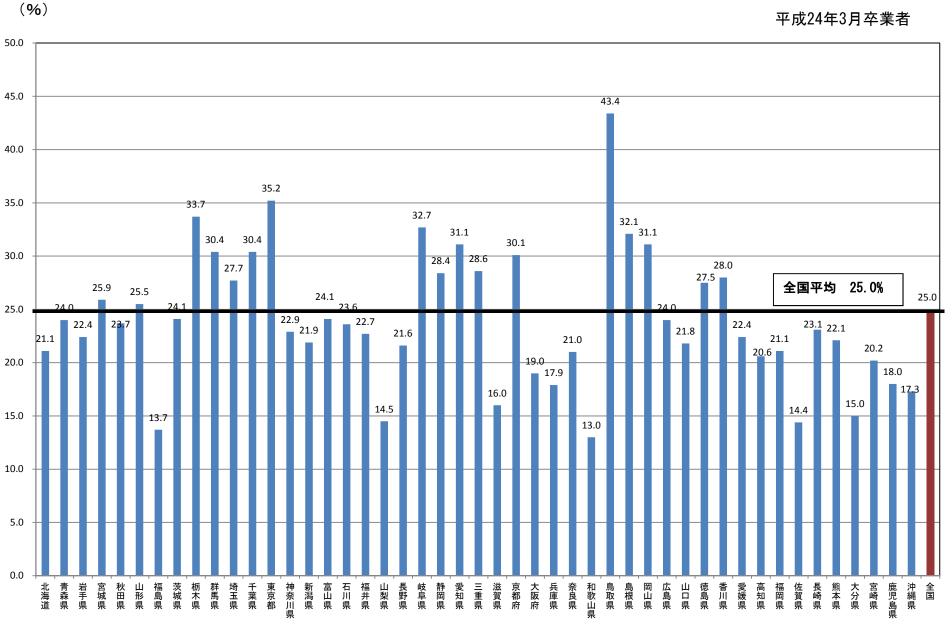
特別支援学校高等部(本科)卒業者の進路状況の推移

平成24年3月卒業者

| 区分 | 卒業者 | 進学者 | 教育訓練機関等 | 就職者 | 施設•医療機関 | その他 |
|----|---------|--------|---------|---------|---------|--------|
| 計 | 17,707人 | 471人 | 445人 | 4,420人 | 11,801人 | 570人 |
| ĒΙ | | (2.7%) | (2.5%) | (25.0%) | (66.6%) | (3.2%) |



2. キャリア教育・職業教育の充実 特別支援学校高等部卒業者の就職率の状況[都道府県別]



2. キャリア教育・職業教育の充実 特別支援学校高等部(本科)卒業者(平成24年3月卒業者)の職業別就職者数

| 区分 | 計 | 専門的・ 技術的 職業従 事者 | 事務 従事者 | 販売 従事者 | サービス 職業 従事者 | 保安職 業従事 者 | 農林業 従事者 | 生産工程従事者 | 輸送·機 械運転 従事者 | 建設•採 掘従事 者 | 運搬• 清掃等 従事者 | 左記以 外のも の |
|-------------|-------|--------------------------|---------|-----------|-------------------|-----------------|---------|---------|--------------------|------------------|-------------------|-----------------|
| =1 | 4,424 | 59 | 299 | 671 | 1,061 | 4 | 91 | 1,185 | 29 | 45 | 733 | 247 |
| 計 | | (1.3%) | (6.8%) | (15.2%) | (24.0%) | (0.0%) | (2.1%) | (26.8%) | (0.7%) | (1.0%) | (16.6%) | (5.6%) |
| 祖学陈宇 | 38 | 13 | 4 | 3 | 8 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 視覚障害 | | (34.2%) | (10.5%) | (7.9%) | (21.1%) | (0.0%) | (0.0%) | (10.5%) | (2.6%) | (0.0%) | (2.6%) | (10.5%) |
| 聴覚障害 | 173 | 3 | 26 | 4 | 20 | 0 | 0 | 107 | 0 | 0 | 9 | 4 |
| | | (1.7%) | (15.0%) | (2.3%) | (11.6%) | (0.0%) | (0.0%) | (61.8%) | (0.0%) | (0.0%) | (5.2%) | (2.3%) |
| 加加辛 | 3,842 | 34 | 223 | 596 | 961 | 3 | 87 | 996 | 27 | 42 | 670 | 203 |
| 知的障害 | | (0.9%) | (5.8%) | (15.5%) | (25.0%) | (0.1%) | (2.3%) | (25.9%) | (0.7%) | (1.1%) | (17.4%) | (5.3%) |
| | 295 | 7 | 35 | 55 | 54 | 0 | 2 | 58 | 1 | 2 | 49 | 32 |
| 肢体不自由 | | (2.4%) | (11.9%) | (18.6%) | (18.3%) | (0.0%) | (0.7%) | (19.7%) | (0.3%) | (0.7%) | (16.6%) | (10.8%) |
| 病弱• | 76 | 2 | 11 | 13 | 18 | 1 | 2 | 20 | 0 | 1 | 4 | 4 |
| 身体虚弱 | | (2.6%) | (14.5%) | (17.1%) | (23.7%) | (1.3%) | (2.6%) | (26.3%) | (0.0%) | (1.3%) | (5.3%) | (5.3%) |

2. キャリア教育・職業教育の充実 特別支援学校高等部(本科)卒業者(平成24年3月卒業者)の産業別就職者数

| 区分 | 農業、林業 | 漁業 | 鉱業、採石業、 砂利採取業 | 建設業 | 製造業 | 電気・ガス・熱供 給・水道業 | 情報通信業 |
|------|--------|--------|------------------|--------|---------|----------------|--------|
| 就職者数 | 83 | 0 | 1 | 42 | 1,132 | 1 | 34 |
| (割合) | (1.9%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.9%) | (25.6%) | (0.0%) | (0.8%) |

| 区分 | 運輸業、 郵便業 | 卸売業、 小売業 | 金融業、 保険業 | 不動産業、 物品賃貸業 | 学術研究、 専門・技術サー ビス業 | 宿泊業、飲食 サービス業 | 生活関連サービス業・娯楽業 |
|------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 就職者数 | 252 | 955 | 54 | 19 | 11 | 455 | 286 |
| (割合) | (5.7%) | (21.6%) | (1.2%) | (0.4%) | (0.2%) | (10.3%) | (6.5%) |

| 区分 | 教育、 学習支援業 | 医療、福祉 | 複合サービス事 業 | サービス業(他 に分類されない もの) | 公務(他に分類 されるものを除 く) | 左記以外 のもの | 計 |
|------|--------------|---------|--------------|---------------------------|--------------------------|-------------|----------|
| 就職者数 | 53 | 508 | 67 | 326 | 63 | 82 | 4,424 |
| (割合) | (1.2%) | (11.5%) | (1.5%) | (7.4%) | (1.4%) | (1.9%) | (100.0%) |

2. キャリア教育・職業教育の充実 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方 (平成23年1月31日 中央教育審議会答申)

- 3. 各学校段階における推進のポイント
- ④ 特別支援教育
- 特別支援教育は、発達障害を含め障害のある児童生徒に対し、その自立と社会参加に向けて持てる力を伸ばすという観点から、適切な指導及び必要な支援を行うものである。<u>障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが</u>重要である。
- 障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるととともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。
- その際、学校は、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携により作成した<u>個別の教育支援計画を活用して、生徒や保護者の希望も尊重しながら</u>、生徒が主体的に自らの進路を選択・決定できるよう、適切な時期に必要な情報を提供するなど、進路指導の充実に努めることが重要である。
- 4. 特別支援学校高等部におけるキャリア教育・職業教育の充実
- 特別支援学校高等部においては、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育・職業教育を行うことが重要である。
- 〇 障害のある生徒の就業拡大に向けた取組は進みつつあるものの、平成22年3月の特別支援学校高等部(本科)の卒業生のうち、就職した者の割合は2割強と厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、平成21年に改訂された特別支援学校高等部学習指導要領では、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関し、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されるとともに、特別支援学校高等部(知的障害)の専門教科として「福祉」が新設された。各学校においては、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、時代の二一ズに合った就業につながる職業教育に関する教育課程の見直しや、就業に向けた支援方法の開発を推進することが必要である。
- また、第2章で述べたように、個々の生徒の個性・ニーズにきめ細かく対応し、<u>職場体験活動の機会の拡大</u>や<u>体系的</u>なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。
- その際、学校は<u>個別の教育支援計画を活用した進路指導の充実</u>に努めるとともに、現場実習先や就業先の拡大のため、<u>特別支援学校や教育委員会に学校・企業間の橋渡しを行う職員等を配置</u>することや、専門的な技能等の育成のため、農業高校や工業高校等との連携交流を図ることが、職業教育・就業支援を充実する上で有効である。

2. キャリア教育・職業教育の充実

特別支援学校高等部学習指導要領 (平成21年告示、平成25年度から学年進行により実施)

くキャリア教育・職業教育の充実に関する改訂のポイント>

- 産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど、就業体験の機会を充実
- 校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなど、進路指導を充実
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け
- 知的障害者を教育する特別支援学校高等部の専門教科として「福祉」を新設 (従前からある家政、農業、工業、流通・サービスに加えて新設)
- ◎特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月告示)(抜粋)

第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
- (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、<u>産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設ける</u>とともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
- (6) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、<u>校内の組織体制を整備</u>し、教師間の相互の 連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、<u>計画的、組織的な進路指導を行い</u>、キャリア教育を推進すること。その際、家 庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。
- (16) <u>家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行</u> うために、個別の教育支援計画を作成すること。

第2章 各教科 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容 [家 政]、[農 業]、[工 業]、[流通・サービス]、[福 祉]

2. キャリア教育・職業教育の充実

高等学校における特別支援教育の推進について

(平成21年8月 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキンググループ報告)

5. キャリア教育・就労支援等 ③今後の取組の方向性・課題

- <u>高等学校における発達障害のある生徒</u>については、<u>一般枠での就労のほか、いわゆる障害者手帳の取得による</u> 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「<u>障害者雇用枠」を利用した就労も考えられる</u>。このため、高等学校 側でこうした法制度面の対応についての理解を深めるとともに、それぞれに応じた適切な指導や支援を行うことが必 要である。
- 現在、高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名、教職員研修の充実等を通じ、各高等学校の特別支援教育体制の整備を図るとともに、「個別の教育支援計画」の作成・活用により、生徒の実態や進路希望の的確な把握など、一人一人の将来の就労に向けた取組を進めつつあるところである。
- 発達障害のある生徒については、潜在的な就労能力や就労意欲はあるものの、実際の就労に結び付いていない場合も多く見受けられることから、<u>高等学校と企業側との連携による実践的教育・実習等の実施</u>を通じ、技術・技能の修得とともに、職業観・勤労観の醸成を図り、産業・社会を担う人材の育成を目指すことが重要である。
- 同時に、企業ニーズの多様化を踏まえ、企業が求める能力・特性と高等学校の指導内容がより一層適合するよう、 高等学校側でも教育カリキュラムの工夫及びより柔軟な運用を図るべきである。
- さらに、本人や保護者も企業就労の意欲はあるが、<u>ソーシャルスキルに関する指導等</u>が必ずしも十分でないこともあり、実際の就労が困難な場合があるとの指摘がある。また、発達障害のある生徒の中には、学力面での問題はないものの、コミュニケーション能力、対人関係構築力などの社会生活上必要なスキルが身に付いていない場合があるとの指摘がある。
- 高等学校段階においては、生徒の社会生活や企業就労に向けた適応力を高める観点から、<u>特別支援学校のセンター的機能の活用や外部専門機関・専門家との連携等により、このような課題に対応した適切な指導や支援を行うことが重要</u>である。

2. キャリア教育・職業教育の充実 ~平成25年度モデル事業における取組~

<平成25年度特別支援教育に関する実践研究充実事業>

「特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究」(平成25年度予算額 27百万円の内数) (具体的な取組例)

〇鹿児島県教育委員会(平成24年度・平成25年度)

指 定 校:鹿児島県立鹿児島聾学校

研究内容: 専門高校や関係機関との交流授業及びインターンシップを行うとともに、企業のニーズに応じた人材育成を図るデュアルシステムの導入について研究する。

〇秋田県教育委員会(平成25年度・平成26年度)

指 定 校:秋田県立稲川養護学校

研究内容:地域社会と連携したキャリア教育の推進に特化した教育課程を試行して、指導内容等を検証する。

〇宇都宮大学(平成25年度・平成26年度)

指 定 校:教育学部附属特別支援学校

研究内容:本人・社会のニーズに応じたキャリア教育と教育環境について、小規模校であり、地域資源の豊富な立地にある附属学校の特色を生かして、社会のニーズに応じた教育課程の整備及びさらなる一貫教育の推進を目的とする。

〇金沢大学(平成25年度・平成26年度)

指 定 校:人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校

研究内容: キャリア教育の視点からの教育課程を小中高3学部の学習内容の一貫性、系統性、関連性の側面から再考する。

く参考>

高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実

高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育について、計画的・組織的な進路指導やカリキュラムの工夫など、実践的な研究をモデル校において実施。

2. キャリア教育・職業教育の充実

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について (平成25年3月29日 文部科学省初等中等教育局長通知)

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、今般、都道府県労働局や公共職業安定所等において特別支援学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省職業安定局長より通達を発出。文部科学省では、教育委員会等に対し、本件通達の周知と、労働関係機関との一層の連携の下に、障害のある生徒の就労に向けた職業教育、進路指導等の充実を図られるよう通知。

厚生労働省職業安定局長通達(25.3.29)概要

「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れをより一層促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の地域で障害者の就労支援を行う機関、特別支援学校、企業や医療機関等、地域全体で障害者の雇用を支えるため、都道府県労働局や安定所が中心となって、地域センターと連携を図りつつ、次の取組に重点を置いて実施。

- 1. 就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進
 - ① 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言等による障害者やその保護者、 就労支援機関、相談支援事業所等、特別支援学校、医療機関等の教職員に対する企業理解の促進
 - ② 障害者やその保護者、就労支援機関、特別支援学校、医療機関等と企業の不安を解消し、相互理解を 促進するため、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の推進
- 2. 企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施
 - ① 雇入れから定着過程の段階においては、安定所が中心となって関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援
 - ② 職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等 による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援
- 3. ネットワークの構築・強化
 - ① 自立支援協議会等へ積極的に参画するとともに、地方自治体と連携して、障害者就業・生活支援センターや地域の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画も勧奨
 - ② 地域センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、医療機関等、関係機関等との 連携の強化

-18-

2. キャリア教育・職業教育の充実

就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について

(平成25年4月26日 文部科学省特別支援教育課、厚生労働省障害福祉課 事務連絡)

就労系障害福祉サービスのうち、就労継続B型事業については、その利用に当たり原則として就労移行支援事業者によるアセスメントを行うことが必要となっている。厚生労働省においては、就労継続支援B型事業に係るアセスメントの取扱い及び経過措置について見直しを行い、各都道府県等障害保健福祉主管部局宛に通知。このうち特別支援学校等に主に関連する事項は次のとおり。

1. 障害者就業・生活支援センターを活用したアセスメントの検討 就労移行支援事業所がない等により適切にアセスメントが行えない地域については、障害者就業・生活 支援センターを活用したアセスメントについて検討すること

2. 経過措置の見直し

- (1) 平成25 年度以降の経過措置の取扱い
 - ① 就労移行支援事業者によるアセスメントを経ることなく就労継続支援B型事業の利用が可能となる 経過措置について、平成26 年度末(平成27 年3 月末)まで延長(従来は平成24 年度末)
 - ② 平成25 年度からの経過措置の新たな取扱いとして、市町村が就労継続支援B型事業の利用の適否を判断するに当たり、協議会等からの意見を徴すること等により判断すること
 - ③ 上記の市町村が意見を徴する協議会等においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討すること
 - ・就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
 - ・特別支援学校における進路指導や職場実習結果等の情報

(2) 平成25 年3 月以前に支給決定した特別支援学校等卒業者に係る取扱い

- ① 平成25 年3 月に特別支援学校等を卒業する者であっても、平成25 年3 月末までに支給決定が行われた場合には、当該支給決定の有効期間内については従前の経過措置の対象であること
- ② 就労継続支援B型を既に利用している者については、支給決定の有効期間内であれば、平成25年4月以降も引き続き利用することが可能であること -19-

2. キャリア教育・職業教育の充実 ~平成26年度概算要求~

キャリア教育・就労支援等の充実事業

平成26年度要求額 371百万円(新規)

特別支援学校高等部の就職率(25.0%)の一層の向上に向けた取組が必要

- → 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実
- → 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要 → 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・ 充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関 と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校 高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

モデル地域における取組

(就職支援ネットワーク会議の設置)

モデル校の改善プランの検討・評価

特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネッ トワークの構築を図り、モデル校(特別支援学校、高等学校) の改善プランの検討、評価。

教員の研修の実施

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の 充実が図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業で の体験研修等を実施。

技能検定等の開発

生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に 在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるよう 技能検定等を開発・実施。

ハロー ワーク

モデル校における取組

(特別支援学校、高等学校)

コーディネーターの配置

・就労先・就業体験先の開拓 ・体験時の巡回指導 等

就職率の一層の向上

(就職率25.0%(平成24年3月)

特別支援学

校高等部

支援(センター的機能)

(特別支援学校のノウハウ)

高等学校

発達障害のある生徒への指導の改善・充実

授業の改善・充実(例)

- ・小・中・高等部での現場実習等体験活動の実施
- 新しい職業に関する教科等の開発
- ・校内での模擬店舗実習
- 長期間の現場実習
- ・現場実習の評価シートの開発 等

授業の改善・充実(例)

- 個別の教育支援計画の作成・活用
- ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ・社会人としての生活に関する講話
- 自己理解、環境調整、人に支援を求めるなどの指導
- 就業体験の実施





(系統的なキャリア教育)







発達障害 者支援セン

<u>障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)</u>



